

○流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例施行規則

平成14年9月30日

規則第36号

改正 平成18年3月31日規則第15号

平成22年5月19日規則第39号

平成28年3月31日規則第28号

平成30年2月9日規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例（平成14年流山市条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(重点区域の指定)

第2条 市長は、条例第9条第1項に規定する路上喫煙防止重点区域の指定をしたときは、当該区域内に路上喫煙防止重点区域であることを示す標識を設置するものとする。

2 条例第9条第3項の規定により告示する事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 路上喫煙防止重点区域の名称及び区域

(2) 指定年月日

3 前項の規定は、路上喫煙防止重点区域の変更又はその指定の解除について準用する。

(勧告)

第3条 条例第10条の規定による勧告は、勧告書（別記第1号様式）により行うものとする。ただし、公益上、緊急に勧告をする必要がある場合は、口頭により行うことができる。

(過料)

第4条 条例第12条に規定する過料の処分を科そうとするときは、その相手方に対し、告知・弁明書（別記第2号様式その1）により、あらかじめその旨を告知するとともに、弁明の機会を付与するものとする。

2 前項の規定による弁明は、告知・弁明書（別記第2号様式その2）により、行うものとする。

3 条例第12条に規定する過料の処分は、過料処分通知書（別記第3号様式）により行うものとする。

4 条例第12条の規定により科する過料の額は、2,000円とする。  
（身分証明書）

第5条 条例第10条に規定する指導及び勧告並びに条例第12条の規定による過料の処分（以下「過料処分等」という。）に係る事務に従事する職員は、常に身分証明書（別記第4号様式）を携帯し、過料処分等を受ける者の請求があるときは、これを提示しなければならない。  
（委任）

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

#### 附 則（平成18年3月31日規則第15号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規定、第3条の次に3条を加える改正規定（第4条及び第5条を加える部分に限る。）及び附則の次に4様式を加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

#### 附 則（平成22年5月19日規則第39号）

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

#### 附 則（平成28年3月31日規則第28号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

#### 附 則（平成30年2月9日規則第6号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別記

第1号様式（第3条関係）

勸告書

様

今、あなたが行っている行為又は行った行為は、流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例第8条第1項・第2項・第3項の規定に違反します。

直ちにその行為をやめることを勧告します。

年 月 日

流山市長

印

第2号様式（その1）（第4条関係）

第 号  
年 月 日

告 知 ・ 弁 明 書

住 所			
氏 名		生年月日	年 月 日
連絡先	自宅・勤務先 電話・携帯電話		

違反に関する事実

流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例（以下「条例」という。）第8条の規定に違反し、あなたには、次のとおり路上喫煙防止重点区域内における（路上喫煙 たばこの吸い殻のポイ捨て）、市内における（空き缶等のポイ捨て 飼い犬のふんの放置）が認められました。

この行為は、条例第12条第 項の規定により 円の過料処分の対象となりますので、流山市行政手続条例第27条の規定により弁明の機会を付与します。

流山市長

違反の内容	<input type="checkbox"/> 路上喫煙禁止行為（条例第8条第1項第1号） <input type="checkbox"/> ポイ捨て禁止行為（条例第8条第2項） （ <input type="checkbox"/> たばこの吸い殻 <input type="checkbox"/> 空き缶等）のポイ捨て <input type="checkbox"/> 飼い犬のふんの放置禁止行為（条例第8条第3項）		
違反の日時	日時	年 月 日（曜日）	時 分頃
及び場所	場所		

弁 明	無	<input type="checkbox"/> 上記のとおり認めます。弁明することはありません。	
	有	<input type="checkbox"/> 下記のとおり弁明します。 上記事実には、 <input type="checkbox"/> 覚えがない。 <input type="checkbox"/> 誤りがある。	
		内容	
		署名	

（市保管用）

第 2 号様式（その 2）（第 4 条関係）

第 号  
年 月 日

告 知 ・ 弁 明 書

住 所			
氏 名		生年月日	年 月 日
連絡先	自宅・勤務先 電話・携帯電話		

違反に関する事実

流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例（以下「条例」という。）第 8 条の規定に違反し、あなたには、次のとおり路上喫煙防止重点区域内における（路上喫煙 たばこの吸い殻のポイ捨て）、市内における（空き缶等のポイ捨て 飼い犬のふんの放置）が認められました。

この行為は、条例第 1 2 条第 項の規定により 円の過料処分の対象となりますので、流山市行政手続条例第 2 7 条の規定により弁明の機会を付与します。

流山市長



違反の内容	<input type="checkbox"/> 路上喫煙禁止行為（条例第 8 条第 1 項第 1 号） <input type="checkbox"/> ポイ捨て禁止行為（条例第 8 条第 2 項） （ <input type="checkbox"/> たばこの吸い殻 <input type="checkbox"/> 空き缶等）のポイ捨て <input type="checkbox"/> 飼い犬のふんの放置禁止行為（条例第 8 条第 3 項）		
違反の日時	日時	年 月 日（ 曜日）	時 分頃
及び場所	場所		

弁 明	無	<input type="checkbox"/> 上記のとおり認めます。弁明することはありません。	
	有	<input type="checkbox"/> 下記のとおり弁明します。 上記事実には、 <input type="checkbox"/> 覚えがない。 <input type="checkbox"/> 誤りがある。	
		内容	
		署名	

（本人用）

第 3 号様式（第 4 条関係）

第 号  
年 月 日

過 料 処 分 通 知 書

住 所			
氏 名		生年月日	年 月 日
連絡先	自宅・勤務先 電話・携帯電話		

流山市長



あなたは、次のとおり流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例第 8 条に規定する禁止行為を（ しました。  し、同条例第 10 条の勧告に従いませんでした。）

よって、流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例第 12 条（ 第 1 項  第 2 項  第 3 項  第 4 項）の規定により金 2,000 円の過料に処します。

違反に関する事実

違反の内容	<input type="checkbox"/> 路上喫煙禁止行為 <input type="checkbox"/> ポイ捨て禁止行為 （ <input type="checkbox"/> たばこの吸い殻 <input type="checkbox"/> 空き缶等）のポイ捨て <input type="checkbox"/> 飼い犬のふんの放置禁止行為		
	違反の日時	日時	年 月 日（曜日） 時 分頃
及び場所	場所		

別途納入通知書又はこの場で現金により、お支払ください。

備考 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示の分の標準を定める規則（平成 17 年流山市規則第 14 号）別記第 1 に準じた教示の文を付すこと。

第 4 号様式（第 5 条関係）

（表）

第 号

身 分 証 明 書

写 真

所 属

氏 名

有効期間 年 月 日から 年 月 日まで

上記の者は、流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例第 10 条に規定する指導及び勧告並びに第 12 条に規定する過料の処分に従事する職員であることを証する。

年 月 日発行

流山市長

Ⓜ

(裏)

流山市路上喫煙の防止及びまちをきれいにする条例（抜粋）

（路上喫煙、ポイ捨て及び飼い犬のふんの放置の禁止）

第 8 条 何人も、次に掲げる路上喫煙をしてはならない。

（ 1 ） 次条第 1 項の路上喫煙防止重点区域内における路上喫煙

（ 2 ） 次条第 1 項の路上喫煙防止重点区域外における歩行中又は自転車等の  
走行中の路上喫煙

（ 3 ） 前号に掲げるもののほか、次条第 1 項の路上喫煙防止重点区域外にお  
ける携帯用の灰皿等を使用しない路上喫煙

2 何人も、ポイ捨てをしてはならない。

3 犬の飼い主は、公共の場所等に飼い犬のふんを放置してはならない。

（指導及び勧告）

第 1 0 条 市長は、第 8 条の規定に違反した者に対し、是正に必要な指導又  
は勧告をすることができる。ただし、重点区域内において、同条第 1 項第  
1 号の規定に違反して路上喫煙をし、又は同条第 2 項の規定に違反してた  
ばこの吸い殻のポイ捨てをした者を除く。

（委任）

第 1 1 条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

（過料）

第 1 2 条 重点区域内において、第 8 条第 1 項第 1 号の規定に違反して路上  
喫煙をした者は、20,000 円以下の過料に処する。

2 重点区域内において、第 8 条第 2 項の規定に違反してたばこの吸い殻の  
ポイ捨てをした者は、20,000 円以下の過料に処する。

3 前項に定めるもののほか、市内全域において、第 8 条第 2 項の規定に違  
反してポイ捨てをした者で、第 1 0 条に規定する勧告に従わなかったもの  
は、20,000 円以下の過料に処する。

4 市内全域において、第 8 条第 3 項の規定に違反して公共の場所等に飼い  
犬のふんの放置をした者で、第 1 0 条に規定する勧告に従わなかったもの  
は、20,000 円以下の過料に処する。